

令和3年度 第1回野洲市環境審議会 議事録

日時：令和3年5月21日（金）
10:00～12:00
場所：総合防災センター
2階研修室1・2

【出席者】

委員

1号委員

岸本委員（龍谷大学 先端理工学部環境生態工学課程 教授）

島田委員（京都大学大学院 工学研究科 准教授）

2号委員

川崎委員（滋賀県南部環境事務所長）

佐藤委員（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター総合解析部門 専門研究員）

3号委員

荒川委員（野洲市商工会代表）

飯田委員（野洲市農業委員会代表）

木津委員（野洲市自治連合会代表）

出野委員（野洲生活学校代表）

松沢委員（中主漁業協同組合代表）

4号委員

渡部委員（湖南・甲賀環境協会野洲地区代表）

林委員（環境基本計画推進会議委員）

野洲市環境審議会の組織と運営に関する規則第6条第5項による出席者

森野 滋賀県総合企画部 C02 ネットゼロ推進課 課長

山元 滋賀県総合企画部 C02 ネットゼロ推進課 主事

野洲市関係者

栢木 市長

武内 環境経済部 部長

西村 環境経済部 次長

中原 環境経済部 環境課 課長

駒本 環境経済部 環境課 課長補佐

山本 環境経済部 環境課 専門員

木下 環境経済部 環境課 主事

南井 野洲クリーンセンター 所長

【配布資料】

- ・次 第 裏面名簿
- ・野洲市環境基本条例
- ・野洲市環境審議会の組織及び運営に関する規則
- ・資料1 第2次野洲市環境基本計画の概要
- ・資料2 第2次野洲市環境基本計画中間見直し 概要令和元年度評価一覧
- ・資料2-1 第2次野洲市環境基本計画 中間評価一覧
- ・資料2-2 重点プロジェクト4年間の取り組みと評価

- ・資料 3 第 2 次野洲市環境基本計画 中間見直し 骨子素案
- ・資料 4 第 2 次野洲市環境基本計画進行管理一覧表 令和 3 年度
- ・資料 5 令和 2 年度野洲クリーンセンター周辺環境モニタリング結果について

【 議 事 内 容 】

1. 開 会

(中原環境課長)

すいません。それでは定刻の少し前ですが、皆様、お集まりいただきましたので、これから開催させていただきます。令和 3 年度第 1 回野洲市環境審議会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しい中、環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は環境課の課長の中原と申します。どうぞよろしくお願いたします。ちょっと座らせていただいて、説明させていただきます。初めに、本日の審議会の成立について報告をいたします。野洲市環境審議会の組織及び運営に関する規則第六条第 2 項におきまして、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっております。現在、12 名の委員中、11 名の委員にご出席いただいておりますので、本審議会が成立していますことを報告いたします。なお、本日の欠席の委員は、1 号委員の島田幸司様になります。また、今回の審議会より、地球温暖化対策に関する施策等の意見を伺うために、規則第六条第 5 項の規定によりまして、滋賀県 CO2 ネットゼロ推進課様から、お 2 人の職員の方にもご出席をいただいております。それでは開会にあたりまして、栢木市長よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

(栢木市長)

みなさんおはようございます。今年度第 1 回の野洲市環境審議会の開会にあたりまして、日頃より野洲市の環境行政の推進に当たりまして、ご理解ご支援賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。また、このたびご多忙にもかかわらず環境審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。今日朝方スコールのような雨が降りまして、この辺も大雨洪水警報というのも発令されました。これも環境の変化によって、今まで経験したことのない降雨に見舞われているのではないかなと感じております。さて、この環境審議会は「第 2 次野洲市環境基本計画」をはじめとする本市の環境施策に関してご審議いただくものであります。本市では第 2 次野洲市環境基本計画を平成 28 年 8 月に策定し、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画の期間とし、「里山から琵琶湖へ、豊かな自然とくらしが調和するまち やす」の基本理念のもと、市民の健康や生物多様性が確保されたうえで、様々な事業活動が行われ、将来にわたって良好な環境が確保されるまちづくりを目指して取り組んでいるところです。菅首相の「カーボンニュートラル」の表明や、2030 年に 2013 年度比温室効果ガス 46%削減目標の公表をはじめ、世界的に「脱炭素」の流れが加速する等、環境を取り巻く情勢が変化していることに加え、本市の最重要計画であります「第 2 次野洲市総合計画」が策定されたことなどの状況から、令和 3 年度は環境行政を取り組むうえで最重要である環境基本計画の中間見直しについて諮問をさせていただき、社会情勢にあったより良い計画となればと考えておりますので、委員のみなさまの忌憚のないご意見をお願いしまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

(中原環境課長)

ありがとうございました。それでは、会議に移らせていただきます。まず、本審議会の公開について野洲市情報公開条例第23条におきまして、実施機関による附属機関及びこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合、その政党のその他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するよう努めるものとするとの規定がございます。よって、本会議におきましても、公開とさせていただきます。議事録を作成いたしますので、ご発言いただく際には挙手いただき、議長から指名があった後、マイクをお渡しいたしますので、ご発言いただき、終了されましたら、マイクをお返しいただけますようお願いいたします。さらに、本審議会の記録写真を撮影させていただくことについても、あわせてご了解いただけますよう、よろしくお願いたします。それでは、配布しています資料の確認をさせていただきます。まず1枚目が本日の次第になります。そして、この裏面の方に、審議会の委員名簿を掲載させていただいております。2枚目が、野洲市環境基本条例で、3枚目が野洲市環境審議会の組織及び運営に関する規則です。そして資料の方になりますが、資料1から資料5の7種類になります。資料の方について説明いたします。資料1は、第2次野洲市環境基本計画の概要。はい。資料2は、第2次野洲市環境基本計画中間見直し概要。資料2-1は、第2次野洲市環境基本計画中間評価一覧。資料2-2は、重点プロジェクト4年間の取り組みと検証。資料3は、第2次野洲市環境基本計画中間見直し骨子素案。資料4は、第2次野洲市環境基本計画進行管理一覧表令和3年度、それから、資料5は、令和2年度、周辺河川等環境モニタリング調査結果です。ご確認の方お願いいたします。もし、書類に不足等ありましたら、お申し出いただけますようお願いいたします。ちょっと早口で申し上げましたが不足している資料はありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。それでは続いて、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。委員の委嘱については今年4月に行っており、また新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、自己紹介をいただいた後に、会議に移らせていただきます。それでは、マイクの方、お返しいたしますので少しお待ちください。

(岸本委員)

はい。初めまして。龍谷大学先端理工学部の岸本と申します。専門は水質システム工学ということで琵琶湖の水質とか工場排水とか、そういったようなところの研究を行っています。よろしくお願いたします。

(川崎委員)

おはようございます。滋賀県の南部環境事務所の所長の川崎と申します。よろしくお願いたします。昨年に引き続きでございますので、お願いたします。

(佐藤委員)

琵琶湖環境科学研究センターの佐藤と申します。家棟川にビワマスを戻すプロジェクトなどで、野洲市の方にたまに関わらせていただいております。この場に今年度関わらせていただくこととなりまして大変うれしく思っております。よろしくお願いたします。

(飯田委員)

農業委員会の方より出させていただきます。飯田百合子と申します。よろしくお願いたします。

(出野委員)

おはようございます。野洲市生活学校から参りましたので、出野です。よろしくお願いたします。

(渡辺委員)

湖南甲賀環境協議会の渡辺ですよろしくお願いたします。

(島田委員)

京都大学工学研究科の島田です。引き続き委員を務めさせていただきます。専門は環境リスク工学ということで、いろんな環境中の汚染物質のリスク評価などをしております。よろしくお願いたします。

(松沢委員)

中主漁業組合から寄せていただいております松沢でございます。前回に引き続きの委員というこ

とでよろしくお願ひします。

(荒川委員)

野洲市商工会から来ております荒川でございます。私は野洲町の環境基本計画第1回目の委員からずっとしております。よろしくお願ひします。

(木津委員)

おはようございます。野洲市自治会連合会から参りました木津です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(林委員)

おはようございます。環境基本計画推進会議より参りました林と申します。今期からということで、よろしくお願ひいたします。

(森野県 CO2 ネットゼロ推進課長)

はい。先ほどご紹介いただきました滋賀県の CO2 ネットゼロ推進課の森野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(山元県 CO2 ネットゼロ推進課主事)

同じく CO2 ネットゼロ推進課から参りました。山元と申します。よろしくお願ひいたします。

(中原環境課長)

続きまして、事務局の職員の方の紹介をさせていただきます。

(栢木市長)

野洲市長の栢木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(武内環境経済部長)

お疲れ様でございます。環境経済部長の武内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(西村環境経済部次長)

ご苦労様でございます。環境経済部次長の西村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(中原環境課長)

環境課長の中原です。よろしくお願ひいたします。

(駒本環境課長補佐)

皆様お疲れ様でございます。事務局、環境課の駒本と申します。どうぞよろしくお願ひします。

(山本専門員)

おはようございます。同じく環境課の山本と申します。よろしくお願ひします。

(南井野洲クリーンセンター所長)

野洲クリーンセンター所長の南井と申します。よろしくお願ひします。

(木下主事)

野洲市役所環境課の木下と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

3. 会長・副会長の選出

(中原環境課長)

皆様どうぞよろしくお願ひいたします。あと先ほどですね、発言の際に、マイクを渡しますということでお話させていただきましたが、ちょっと記録のために録音の方をさせていただきますので、ご了解いただきますようよろしくお願ひいたします。はい。あと、本日の会議の時間ですけれども、正午終了を目途として進めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。それでは次にですね、次第の3の会長副会長の選出に移らせていただきます。規則第五条第1項に基づき、会長は委員の互選によって定めるとあります。委員の皆様の会長の方、いかがさせていただきますよう。

(事務局一任の声)

ありがとうございます。今、事務局一任の声をいただきましたので、会長には1号委員の岸本委員

にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。ありがとうございます。異議ないようですので、会長には1号委員の岸本委員にお願いしたいと思います。それから、副会長は、第五条規則第3項により会長が指定するとなっております。岸本会長、副会長の指定の方、お願いできますでしょうか。

(岸本委員)

前期からの引き続きということになりますが3号委員の松沢さんの方をお願いできればなと思います。

(中原環境課長)

岸本委員の方から、副会長は3号委員の松沢委員にお願いしますということですが、松沢委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、岸本委員には会長、松沢委員には副会長をお願いいたします。お2人のおかれましては正面の会長席、それから副会長席にお移りいただきますようお願いいたします。それでは議事に入ります。規則第六条第3項におきまして、会長が議長となるとされておりますので、以降の議事進行は、岸本会長に議長をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

4. 諮 問

(岸本会長)

はい。皆様こんにちは。ただいま、会長に指名いただきました岸本でございます。前期も私は委員をさせていただいておまして、前期は市川先生が会長されておられたんですが、私はまだ若輩者でございますので不備も多数あるかと思っておりますけれども皆様ご協力のもと、議事を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それではですね、次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。現在3つ目が終わりましたので4つめの諮問でございます。第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについて事務局からよろしく申し上げます。

(中原環境課長)

はい。それでは、議長からおっしゃっていただいたように、今回諮問させていただく事項は、第2次野洲市環境基本計画の中間見直しということになるんですけれども、それでは市長の方から諮問の方をさせていただきます。恐れ入りますが栢木市長、岸本会長は、正面をご案内しますので、そちらの方をお願いいたします。

(栢木市長)

野洲市環境審議会会長様。第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについて諮問。標記の事項について、野洲市環境基本条例平成16年10月1日条例第136号第八条第5項に基づき、貴審議会の意見を求めます。野洲市長栢木進。諮問の趣旨 本市では野洲市環境基本条例平成16年10月1日条例第136号に基づき、平成28年8月に第2次野洲市環境基本計画を策定し、平成29年度より環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。しかし、開始から4年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化しており、社会における地球温暖化対策の重要性が大きくなるなど、様々な課題が指摘されているところであります。これらの課題に対応するためには、これまでの実績や課題などを整理したうえで、市民・事業者・行政などすべての個人・団体が、本計画の下で環境活動を推進しているために、あらゆる主体の連携体制を構築して対応していくことが必要不可欠であります。そこで、野洲市環境基本条例第八条第5項の規定により、これらのことを踏まえた第2次野洲市環境基本計画の中間見直しを行うことについて、貴審議会に意見を求めるものであります。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

5. 審議事項

第2次野洲市環境基本計画の見直しについて

(岸本会長)

はい。それではですね、ただいま市長から第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについての諮問をいただきましたのでこの審議会におきましてですね、その中間見直しについて意見をまとめて最終的に市長の方に答申をするという事になりますので、皆様よろしくお願ひいたします。それでは、次第に従いまして、審議事項の方に進んで参りたいと思います。審議事項1つ目ですね。第2次野洲市環境基本計画中間見直しの概要についてという事で事務局から説明のほど、よろしくお願ひします。

(駒本環境課長補佐)

いつもお世話になっております。事務局環境課の駒本と申します。どうかよろしくお願ひします。第2次野洲市環境基本計画の中間見直しの概要につきまして、お手元の資料の1、2、2-1、2-2、3を使いまして、説明させていただきたいと思ひます。途中、説明する職員が変わりますことを了解いただきたいと思います。それでは説明させていただきます。まず資料1でございます。第2次野洲市環境基本計画の内容について、簡単ではございますが説明させていただきたいと思ひます。この計画は、野洲市環境基本条例で第八条の規定によって、策定された計画でありまして、野洲の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する、基本的な計画でありまして、平成19年3月には第1次計画が策定されておりまして、その取り組みなども引き継ぎながら、現在、2次の計画の取り組みを推進しているところであります。真ん中の方には、環境基本計画の、計画の位置付けの図を示しております。計画の主体、推進主体でございますが、市民、市民団体、事業者、行政などあらゆる主体がそれぞれの立場と役割のもとで協働して、取り組んでいくこととなっております。そして、市民、市民団体、自治会、事業者のパートナーシップによる環境基本計画の推進会議、水と緑、安心の野洲、愛称はえこっち・やすと申しますが、これが主体となって計画を実践されているところでございます。この計画の対象となりますのが、生活環境、大気や水質など、まちなかの緑など。自然環境は山、川、琵琶湖など、あと、循環型低炭素社会などが対象となっております。そしてこの計画期間ですが、平成29年度から令和8年度までの10年間としており、今回、中間見直しを行うわけでございますが、中間見直しなどの取り組みにつきましては、この計画の中では特に明確な、何年目だからという具体ではなくて、社会情勢の変化や環境関連法規の状況によって、環境問題に対する目標や施策方針などに見直す必要が生じた場合に、必要に応じて改定するという事になっております。このことにつきましてはまた後の方で口述させていただきます。そしてこの計画の基本理念でございますけれども、「里山から琵琶湖へ、豊かな自然とくらしが調和するまちやす」というのを目指すべき環境像としておりまして、この計画では、4つの基本目標、14の施策方針、それに関連する12のプロジェクトがございます。2ページ目にはその体系を表にして表しております。そして、次のページには、計画の推進及び進行管理、推進体制におきましては、3ページのイラストで挙げている通りでございます。市民、自治会、事業者等が協働して、環境基本計画推進会議えこっち・やす、また野洲市も協働しながらこの計画を推進していくという事になっております。また当審議会におきましては、野洲市との間で、環境基本計画の策定でありますとか見直しに当たりましては、諮問や答申などを経まして決定していくという事になっております。また計画は進行管理、年度ごとに進捗状況を、野洲市環境審議会に報告しておりまして、PDCAサイクルによる評価を受けながら、進行管理をしております。分野やプロジェクトごとに設定した指標に基づきまして、実績や課題を検証して、AからEなどの5段階で評価し進行管理を行っているところであります。以上が、第2次環境基本計画、今のところの現況でございます。続きまして資料2に移りまして、環境基本計画中間見直しの概要についてご説明させていただきます。資料2でございます。この計画の中間見直しを行う理由につきましては、先ほどの概要の中で、見直しを必要が生じた場合に必要に応じて改定するという事を述べさせていただきましたが、改正を行う主な理由というのは、次の2点ということでございます。まず社会情勢の変化でございます。地球温暖化対策の重要性が増していく中で、令和2年10月に国の菅総理大臣が、2050年までに温室効果ガス排出を国全体で0にということ宣言されました。また今年4月には、2030年までに2013年度比46%減という方針も出されて国の内外に示されたという状況もございます。そして2つ目が環境基本計画の関連計画

の策定や改定などの状況でございます。上位計画であります野洲市総合計画の2次計画が今年の3月に策定されたほか、本年度には野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画も改定を予定されておりました。これら関連計画から指標を引用する部分が、数値などがいくつかありますのでこれに合わせて、改定していくということが2つ目の理由であります。こうしたことから、今回、本計画の見直しを行っていきたくと思っております。そして見直しを行うにあたり、開始から4年が過ぎているわけですが、この計画の4年間の成果と課題につきまして整理させていただきたいと思っております。資料の2-1及び資料の2-2を使いまして説明させていただきますが、ここで説明につきまして、環境課の山本に交代させていただきます。

（山本専門員）

おはようございます。環境課山本です。座って説明させていただきます。資料2-1野洲市環境基本計画中間評価一覧と資料2-2重点プロジェクト年間検証を使用して、ご説明させていただきます。主に資料の2-1の方で説明をさせていただきます。主な活動の補足として資料2-2を使用するという形になり、資料行ったり来たりという形になりますが、よろしくお願いたします。まず、資料2-1の1ページにあります。点検番号1-1。大気環境、水環境の保全といたしまして、指標がで、大気汚染に係る環境基準の達成状況として、指標で二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について、環境基準の1立方メートル当たり0.1ミリグラム以下ということとなっております。策定時から達成はしておりますが、これを維持していくというものとなっております。市内4地点で年に1回、うち1地点は年2回、測定をさせていただいております。いずれも環境基準を下回っており、環境基準を満たしているという状態でございます。右のものが指標のうちの、浮遊粒子状物質の状況を表したものとなっております。もう一つ、水環境の方につきましては、水質汚濁に係る環境基準の達成状況として、指標は環境基準の類型指定河川、C類型の5河川において、BOD生物化学的酸素要求量について、指標が75%値で1リットルあたり5ミリグラム以下となっております。こちらすべて河川環境基準以下であったので、結果はAとなっております。その他といたしまして、資料2-2の通り、他の河川でも、様々な項目について調査をさせていただいております。一部、環境基準を超えるという場合、原因究明を行うために、迅速にまた的確に対応をさせていただいております。方向性といたしましては、どちらも環境保全で守るべき項目であるため、継続をさせていただくという判断をさせていただいております。続きまして、点検番号1-2、生活環境の保全ですが、指標が環境保全協定締結事業所数で、策定当時91%107件でありました。こちらは100%を目指すということで目標を立てております。令和2年度はコロナ禍ということで、事業所の方への訪問ということができませんでしたので、増加ということはありませんでした。4年間を見ますと、見た目ではちょっと2社という形ですが、廃業された、また統合されたということもありますので、実質は2社以上の新規の締結をさせていただいております。現在97%の締結率ということで、傾向としては良くなってきているということでございます。このほかですね、例年35社を選定いたしまして、事業者の方に訪問をいたしまして、環境法令の遵守であるとか、緑化の保全だとか、そういった指導をさせていただきまして、事業者の環境保全の意識向上の促進に努めて参りました。典型7公害の苦情件数につきましては、策定時44件に対しまして、減少させていこうということを目指して掲げておりました。令和2年度を見ていただいても、毎年増加しているような状況でございます。こちらの苦情の多くは騒音であったり、振動であったりということもあるんですけども、大多数は野焼きによるもの、野外焼却の苦情が多くあります。騒音や振動につきましては測定器を持って行きまして、基準値以上であれば、もうすぐにやめていただいて改善をしていただかなければなりませんよという指導、また基準値以下でありまして、周辺の環境に配慮しながら作業を進めていただくような形のお願いもしております。野焼きにつきましては、完全なごみの焼却であれば直ちに消していただきまして、二度としないようにという強い指導をさせていただきまして、農業による野焼きにつきましては、苦情が出ている以上その火は消していただき、今後は風向きであるとか煙の量、そういったものに配慮してもらおう中で配慮して進めていただきたいというお願いをさせていただいております。こちらの方も傾向といたしましては悪化をしている状態ではあります。このように根気よく、職員が出向きまして指導を続けていっております。課題

といたしましては、環境保全協定締結ができてない事業所に対しては、締結に向けた効果的な策が必要であるということ、また締結していただける事業者に対しては環境基本計画の方に参画をしていただき、協働の中に取り込むことで、かなり強い環境への保全活動というのができるのではないかと考えております。典型 7 公害につきましては、野焼きの苦情が依然として多いんですけれども、こちらでも適宜指導していくこととなります。方向性の判断は両方ともに継続とさせていただいております。次のページになります。資料の 2-2 の方も 2 ページ目になります。点検番号 1-3、環境美化の推進につきまして、指標はごみの不法投棄件数を減少させていくということで、廃棄物不法投棄監視員を配置し、巡視報告の件数は策定時の 214 件からの減少ということで目標としておりました。令和 2 年度につきましても 281 件と、策定当時の数字よりも、上昇しているという形になっております。こちらの指標については巡視をしていただいている方の熱心な活動の結果、小さなものまで報告をいただいているというところで、その悪質さの数とか、全体の数というところと全く一致しているものではないんですが、野洲市の不法投棄の減少というところはまだまだ厳しいところにあるという状態であります。その他としてクリーンパトロール隊というものを委託に出しております。こちらでも週に 1 回軽トラックで 3 班に分かれて、野洲市内の不法投棄の巡視であるとか、また不法投棄を発見した場合は回収をしていただいております。また市民の方からの通報も多くありまして、こちらの方も通報があったらすぐに現場に向かいます。中には、名前、個人が特定できるようなものが出てきた場合ですね、警察に通報させていただきまして、行為者の特定、そして再発防止ということに繋がっている現状もございます。またごみゼロ大作戦というのを野洲市はずっと続けておりまして、野洲市は琵琶湖に面しているということで、琵琶湖岸におきまして、5 月 30 日、ごみゼロにちなんでそれに近い休日に、市民、事業者呼びかけまして、毎年 1 回実施をさせていただいております。こちらでも令和元年は駐車場の確保が難しかったので、若干規模縮小という形で、特に事業者さんの方では人数制限をしていただいたり、また今年度につきましては、コロナ感染拡大の状況が収まっていないということで、琵琶湖での実施は止めまして、各事業所さんの周辺でしていただくこととなっております。令和 2 年度につきましても同様で中止をさせていただいております。こちらは、やはり琵琶湖というのが、県民、市民にとっても、シンボルでもありますので、皆さん参加を積極的にしていただいているような状態でございます。それ以外に県下一斉清掃として、年 2 回環境課の方から自治会様の方に県下一斉清掃の基準日に合わせて実施の依頼をさせていただいております。こちらでも令和元年度と 2 年度につきましても、積極的な依頼というよりは、各自治会でも判断の上、実施をお願いします、ということとなっておりますが、実施していただいた場合、自動車を借りられたらその借り上げ料の一部負担、また刈草やごみ収集をしていただいたものの処理費につきましても、減免という形でさせていただいております。またボランティア清掃ですけど市民の自発的なボランティアによる清掃という活動が増えてきておりまして、令和 2 年度は 62 件と今までになく一番多い件数となっております。こちらにつきましても資材の貸し出し、また車も貸し出しさせていただいており、処理費ももちろん減免ということをさせていただいております。いずれにしても、不法投棄の件数が減っているという状況ではありません。また、散在性のごみ、プラスチック製のごみが多くありまして、新たな環境問題となっておりますマイクロプラスチックに対する対策として、清掃活動を通じて発生抑制、マイクロプラスチックにならないように、ごみを回収していこうという機運を高めていく必要がある。そういうふうを考えております。点検番号 1-3 の方は、方向性の判断はこちら継続とさせていただいております。2-2 は次のページになります。2-1 は一番下の段の点検番号 1-4 まちなかの緑化ですが、指標が市民 1 人当たりの都市公園面積が策定時は、1 人当たり 8.07 平米を 10 平米にしますということを目標にしてきました。こちらにつきましても、若干減っているのは人口の増減があるということで減っているということになりまして、新たな都市公園の整備というのはこれございませんでした。しかし、令和元年にみどりの基本条例が制定されまして、またただいまみどりの基本計画につきましても、策定を進めているところで、都市公園の整備が見込まれております。もう 1 つは保全活動の実施回数、参加者数、を指標としておりまして、策定当時は、33 回 440 人を維持していくということを目標としておりました。こちらは定期的に、また計画的に実施されている市民団体さんがいただいているということも

ありまして、いずれの4年間ずっと継続して達成しているという状態になっております。こちら、令和2年度コロナ禍でしたが、少数でまた離れた状態で、体調管理をしながら続けるということで、緊急事態宣言下以外はすべて実施をしてくださいました。その他、緑の保全と創造として、樹木の定植であるとか、その樹木を各自が剪定なり管理の知識を身につければ、もっと家でも緑が創出されるのではないかとということで、剪定講習会というものを実施させていただきました。自然体験のことで、保全活動をしていただいている森で、市民の子どもたちが大人も含めまして、自然を実体験していただくことで、こういった緑が大切だよということを学びの場としての役割を果たしています。年間、5〜6回のイベントがあるんですけども、令和2年度は、計画も立てたりはしたんですけども、雨天で中止になったものもありますが、その中止のほとんどはコロナの影響ということでございます。こちらの方ですが保全活動は良くなってきておりまして、市民団体やっても継続的に定期的に整備を実施していただいておりますので、整備が行き届いております。そんな状況になっております。しかし、主体で活動していただいている市民団体さんというのは他にもありませんし、後継者というものが見いだせていないという課題がございます。また、都市公園の方につきましては、第2次野洲市総合計画が令和3年度から動き出しておりますが、こちらの目標値が、10平米から8.5平米になっておりますので、その上位計画との整合性も図っていく必要があると考えております。その方向性の判断としては、都市公園の面積については見直しと、保全活動については継続とさせていただきます。次のページになります。点検番号2-1、3Rの促進として、指標がリユースステーション利用者数、策定時の121人の状況に対しましてそれを維持してとということを目指して掲げておりました。策定時以来参加者数が少ない状況でありましたが、こちらが逆に令和2年ですね、コロナ禍ではありましたが、屋外でリユース譲渡会をしようということが、市民団体さんとの話で決まりまして、その結果が、そちらの方にたくさんの方100名の方が来ていただきまして、前半が悪い状況ではありましたが改善の見込みがあるということになります。こちら令和3年ですね、令和2年度の目標にも掲げておりました常設展示をして、いつでも市民の方が気軽に寄って、廃棄物を無償で持って帰ってもらうということをしようということで、現在進めておりまして、そちらの方もすでに50人以上の方がリユース品をもらって帰っていただいている状況なので、状況は良くなってきているということになります。また、指標の市内で回収した廃食油のリサイクル率100%を維持するというので、こちらはすべてリサイクルにまわしておりますので、100%達成できているという状態になっております。その他といたしまして、市民団体さんによって、雑紙を利用してアート作品を作ってくださいリサイクルペーパーというのや、廃食油を利用してカラフルなキャンドルを作る、エコキャンドルというような廃棄物から生み出してまた自分が使えるようなものができるんだよということを実体験で学習していただくというような機会を実施しておりましたが、こちら令和2年度はコロナの影響で、屋内であること、また講師と参加者が、かなり近づいてなくてやらなければいけないということで、中止をさせていただいております。その他食器のリユースというのを市民団体さんが進めたいということで、平成30年に、1度だけ、自宅に眠っている食器で捨てるかどうかどうしようか、でも捨てるかもったいないというのがありましたら、持ってきてくださいというような声掛けをさせていただきましたら、約9tの持ち込みがありまして、自宅に眠っている陶磁器類、食器類というものがたくさんあるということが分かりました。またそれをごみに捨てるということがなかなか皆さんもったいないのでできない、もちろんだと思いますので、そういったリユースであるとかリサイクルの方策がないかということの学習なり情報収集というのを進めていただいております。検証した結果、廃食油の回収量というのは安定しておりまして、特に市民団体さんは、月に1回2時間という収集にもかかわらず、回収量が増えてきております。市は13ヶ所に回収ボックスを、24時間いつでも入れられますよという状態にしておりますが、場所によっては回収がなかなか進んでいないの所がありますので、そういった場所、変更なども検討して、さらなる回収量増加を促進していかなければならないと考えております。また、この活動のおかげで、市民から排出されたごみは、資源となり循環させる役割を果たしています。ただ、プロジェクトの担い手というのが減少傾向にありまして、担い手を増やす必要があると考えております。こちらにつきましては、方向性はどちらも継続とさせていただきますが、

令和3年度から常設提示をしておりますリユースの譲渡の細かなルールであるとか、さらにイベントを併用して、さらに知っていただいて利用の促進につなげる必要があるという結果になっております。2-2は次のページになります。点検番号2-2 廃棄物の適正処理、こちらは市民1人当たりの一般廃棄物の排出量、こちら一般廃棄物ごみ処理基本計画にあります目標と合わせて、掲げております。こちらは策定当時738グラムだったものを、1日703.5gまで減少させましょうということになっております。しかしこちらが増えた状態で横ばいという状態になって、状況は悪化しております。しかしこちらの方も、ごみ減量プロジェクトというものがありまして、ごみの減量化に向けた、市民団体さんが取り組みを行っていただいております。まず、気軽に楽しく学習できるような内容ということで、雑がみ出前講座、人形劇・紙芝居等と、大人から子どもまで、見てすっと内容が入ってくるというような、出前講座というものを実施させていただきまして、3Rの普及に努めております。こちらにつきましても令和2年度ですね、自治会さんや老人クラブさんなどから、依頼があったものの、直前になってやはり中止となっているものが複数ございました。雑がみ出前講座も小学4年生の環境学習の中に取り込んでいただいております。こちらは、今まででしたら学年全体で説明できたところを、各クラスでという形になりましたので、ちょっと労力的にはもう何倍もかけていただいている結果でございます。またレジ袋削減マイバック推進キャンペーンという形で県の取り組みと連動しまして、食品の削減とかマイバック携帯、グリーン購入について市民に、もっと知っていただく必要があるのではないかということ、また商品は環境に配慮したものを買おうという消費行動を伸ばすために、市内のスーパーの店頭お借りいたしまして、店頭キャンペーンをさせていただいております。またそれに合わせまして、このプロジェクトさんが手づくりでマイバックを持ってきましょうというポスターをつくられて、皆さんで、市内の小売店であるとか、公共施設の方に回って、これだけの表の通りの数を皆さん配っていただいております。食品ロスとか不法投棄に関してどういう問題があるかという学習も併せて行っております。こちらは未就学児から高齢者まで、ごみ問題を楽しく考えるという講座が多く、環境問題を考える口の役割を果たしていると評価をしております。また、雑がみの講習の後、子どもたちが学習内容をポスターにしまして、それを近隣自治会さんであるとか、公共施設の方に貼り出させていただきまして、子どもたちの学習し、学習した内容を地域に還元するというような役割を果たしています。ごみ減量プロジェクト発足前の、自分たちで市民団体としてされているときから、ごみ袋を削減という運動をされていて、それが実を結び、国の政策としてのレジ袋有料化が始まったというところもまた評価できることだと考えております。ただ、こちらにつきましてももっと発生の抑制ということでこれもプラスチックの問題だとか食品ロスの対応も必要だと思っております。また、ごみの排出量につきましては、令和3年度に、一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直しが予定されておまして、そちらの目標値が変わればもちろんこちらの目標も変えていく必要があるということで、見直しとさせていただきます。次のページいきます。点検番号2-3 地球温暖化への対策として指標がグリーンセンターのサーマルリサイクル熱回収率が策定当時の新グリーンセンターができておりませんでした。グリーンセンターの熱回収率を10%というものを掲げサーマルリサイクルをしようということが目標となっておりました。こちらは令和2年度によく野洲市健康スポーツセンターがオープンしましたので、こちらについては、目標達成したという形であるかと思えます。また熱回収率10%というのは、もう常に送られるという形になりますので、安定したサーマルリサイクルはもう達成しているのかなというところがございます。エコドライブの指標としてもう一つはエコドライブの講習会の参加者数が、策定当時は15名でそこからの増加ということを目指しておりましたが、いずれの年も目標の数値よりも増加するということにはございませんでした。また、令和2年度につきましては、コロナということで、実車講習をしておりましたので、複数人間が小さな車の中に入るということはちょっと危険だろうということで実施をしておりません。こちらにつきましても悪化しているという判断をさせていただいております。少人数に対しての講習が果たして有効性があるのかということ、また車の性能が上がってきておますので、そういった実車講習が必要なのか、それ以外の啓発方法があるのではないかとということで、この講習会の必要性自体が疑問であるという課題が出てきております。コミュニティバスの年間利用者数というのを指標が、策定当時は

52718人からの増加ということを目標と掲げておりました。こちらは年々乗車の人数が上がっておりまして、昨年度はコロナ禍で皆さん外出を控えておられる、また多数の人が乗っておられるところを避けるという傾向がありましたので、人数は減っておりますが、令和2年度を除きまして、上昇傾向にあったのは、高齢者の方の、免許証の自主返納であるとか自治会さんに対しまして公共交通機関を利用してくださってというような案内の促進、そして5路線から7路線にしたり増便しているということで利便性が向上し乗車人数が増えています。こちらですが、まだ市民の特に若年層につきましては、自動車に頼っているところがありますので、市内移動において、交通機関を利用することを促進する方法を考えていく必要がある。また、民間のバス会社が減便をしたいというような要望もあるようで、自治会さん等との調整をしていく必要があると考えています。方向性の判断といたしましては、上2つにつきましては、見直す必要があるのではないかと、コミュニティバスの年間利用者数については継続と考えております。次のページになります。点検番号3-1と3-3を例年、一緒に評価させていただいております。こちらの生物多様性の維持向上、河川・琵琶湖の保全につきまして、河岸、湖岸の清掃活動の実施回数、参加者数を、10回から維持していくところ、また環境学習会体験イベントの実施回数参加者数というものも、53回1763人を維持していくというところで、いずれも安定的な活動が継続的に行われておりますので、評価としてはA、学習会につきましてはこちらも同じくコロナの関係で、実施直前までいっておきながら中止の判断をせざるをえないというものが幾つもございます。昨年度につきましてもほとんどなかなかイベントというものも開催できていないという状況でございます。川づくりプロジェクトはエコ遊覧というものを家棟川でされておりまして、川の状況を知っていただき、またここを見に来ていただくからには清掃もしてということで河川の状況はよくなってきております。ピワマスを戻す取り組みにつきましては、平成27年にピワマスを戻すプロジェクトというものが佐藤さんも含めて立ち上がりまして、こちらは県や市、また市民、市民団体、事業所も研究機関というのが一緒になって会議であったり現場であったりということ、一緒にしているということが、非常に良い取り組みだということで、数々の評価をいただいております。県の方の研修にも、よい事例ということで、それぞれの立場で事例発表させていただいております。河川の清掃活動は以下の通りでございます。課題といたしましては、こういった活動していく核となる人材がなかなか見いだせていないということと、あと、周辺の自治会さんとの関係性が以前は強かったけれどもちょっと希薄になってきているところが問題になっております。一つ飛ばしましてびわ湖を守るプロジェクトについては、琵琶湖の水環境を良くしていかなければならないということを知っていただくために、ヨシ群落再生、ヨシの植栽ということを数々させていただいております。中主小学校ではヨシ苗を作るところから植えるところまで、ヨシ群落再生イベントをする時はヨシの植栽と松林の下草刈などの保全、また企業様のCSR活動を支援したりと、こちらは規模を縮小しながら、昨年度も実施することができました。びわ湖を親しむイベントとして、あやめ浜まつりを、また琵琶湖の水は山から来ているということで、山の植栽、樹木の定植などのイベントも行って、市民の方に、水の大切さ琵琶湖の大切さを学んでいただく機会を創出しております。こちらにつきましても、イベントの参加者数というのは達成しているものの、核となる人材の後継者がなかなかいないという現状が課題となっております。方向性の判断といたしましては、活動というものを続けていくことで、参画者が増えると考えておりますので継続とさせていただいております。続きまして点検番号3-2里山の保全になります。こちらでも里山保全活動の実施回数参加者数、現状の29回346人を維持していること、また里山学習会体験イベントの実施回数参加者数を維持していくこととなっております。こちらにつきましても、主たる市民団体さんが、計画的また継続的に組織だって保全活動・イベント活動を実施していただいておりますので、常に目標を上回る参加者数ということになっております。しかしながら、こちらでもやはりイベントはコロナの関係で中止せざるをえないことが多くございました。イベントは山でやっているということもありまして、これは市民団体さんの方でもキャッチフレーズのように、筋肉を貯める、貯筋をしましょう筋肉をつけましょうと体力の向上のためにも利用される方もありますし、イベントに参加してから、山の方に興味を持っていただけてという市民の方も増えているようでございます。こちらでも参加者は多いですが、核となる人材の後継者というものが課題

になっております。次のページさせていただきます。点検番号 3-4 農地の保全、指標は、環境こだわり農産物の栽培面積を、現状から維持をしていくと、あと有機農業栽培面積の維持をしていくこととなっております。こちら若干減少傾向という状態ではありますが、特に令和 2 年度につきましては、補助金の要件が厳しくなったことで認証を取るのが難しいということで、取り組みをされていても農家さんが申請されず減少しているということでございました。しかし、ゆりかご水田など農業者さんが琵琶湖の環境を守るため、取り組んでおられるものもありまして、県の基準を満たしてれば魚のゆりかご水田米という認証を取られて、認知度も上がってきているところでございます。また農作物に対する被害を出すような有害鳥獣についても、依頼や相談があった場合、猟友会さん等に依頼しまして、有害鳥獣の、捕獲をして減少させているところでございます。こちらにつきましても、大切な農業と協力していくっていうところでも必要であるということで、方向性の判断は継続とさせていただきます。次のページになります。点検番号 4-1 環境学習の推進として、出前講座の実施回数、参加者数というものが 17 回、642 人を維持して継続していきますよということでございました。ずっと維持しておりますが、昨年度コロナの関係で、実施できない学習会があり、一時的に減少しているという状況でございます。こちらは 2-2 の方に書かせていただいておりますような内容で、主な学習は出前講座になりまして、毎年、依頼をしていただくところ、また学校ですと毎年同じ学年でも受講者は変わっていきますが、新規でやって欲しいというところというのはあまり見いだせておりません。広報やチラシ、ホームページだけでは受け取り側の年齢層に偏りがあり効果が薄いというような課題があります。参加者のその後の行動がどのように変わっているかという確認ができておりませんが、活動を地道に続けていくことで、環境に対して考える市民が増えていくのではないかとということで継続という判断をさせていただきます。最後に点検番号 4-2, 4-3 活動環境活動団体の支援や担い手の育成継承について、指標がクリーンセンターの市民活動拠点における市民活動等の実施回数、こちらは新クリーンセンターがその時できておりませんでしたので 1 回はやっていきたいと思いますということで、こちらにつきましては環境フェスタを毎年実施しておりますので、A とさせていただきます。環境フェスタでは地産地消であったり、リユースリサイクルの促進であったり、そういった教室であったり、環境にまつわることを、一つまとめまして市民の方に広く知っていただく機会と思っております。しかしながら環境フェスタ以外のイベントというのは特にできておりませんので、そういったことを増やすことを考え継続ということになります。最後のページになりますが、ホームページの掲載は、指標が月 1 回以上ということで、イベントがある度にアップさせていただきますので、評価は A としておりますが、ホームページだけではなかなか情報を伝えることが難しいということで、受け取り側が広がるように SNS 等の媒体を利用する必要があるのではないかと考えて、継続はしていくということとしております。以上となります。

(駒本環境課長補佐)

今山本の方から、各プロジェクトごとの評価をしていただいたところですが、もう一度資料 2 に戻っていただきまして、資料 2 の 2 ページからご覧いただきたいと思っております。資料 2、2 ページから 4 ページにかけては、今の評価に関しまして、成果と課題をプロジェクトごとに表にしてまとめてみました。例えば成果でありますところでは、プロジェクト全体では、市民団体の活動が活発で、多くの指標を達成しているというところでございます。これはもう、この環境基本計画全体が非常に活発である。市民団体の熱意が非常に強いものがあるという現れであると考えております。また川づくり・びわ湖を守ろうプロジェクトの方では、長年の活動によって、不法投棄等が激減したことや、ヨシ苗の植栽などが継続的に進んで琵琶湖の生態系の保全に役立っている。またピワマスを戻す運動についてもモデルとしても注目されているなど、いろいろな成果が上がっております。また、課題につきましては、プロジェクト全般にいえることですが、事業者や市民との情報や意見の交換などの機会が少なくなっている。或いは、プロジェクトの担い手の後継者の確保が難しい、核となる人材の不足、後継者がいないという、課題が浮き彫りになっております。3 ページでいただきまして、地球温暖化対策に関しましては、見直しの理由の一つにも挙がっていたところでございますけれども、こちらについては、指標としてクリーンセンターのサーマルリサイクルであ

るとかエコドライブ講習を挙げているわけですが、これらは本当に社会情勢に対応した取り組みや指標なのか、或いは変えていくべきではないだろうかという課題があります。また、まちなかの緑、ごみ減量プロジェクトに関係するところですが、環境基本計画と関連する計画の目標値がそれぞれ変更されますので、整合を図る必要があります。それと、複数の課題になると思いますが、マイクロプラスチックでありますとか食品ロス、或いは特定外来生物で植物等、その他の環境問題と絡んでくると思われる。他にも課題は列記させていただいてるところなんですけども、太字で表しているところは、例えば、プロジェクト全体、或いは複数のプロジェクトの関係しているところ、今回の見直しの理由に挙げているところに関係するところに、太字として挙げているところがございます。そして次のページに進んでいただきまして、この中間見直しの方向性ということで、今挙げました太字で表した課題を次の4つ程の事項につきまして見直しの方向性を考えていきたいなと思っております。まず1つ目は地球温暖化対策プロジェクトということに関するところで、取り組みの内容や指標を社会情勢に対応したものとしていきたい。例えば、市民や事業者に対する温暖化対策に関する情報提供、啓発、或いは市内からの温室効果ガス排出の状況の把握であるとか、市民や市民団体、事業者との協体制の整備や意見交換の機会の設定、それと環境基本計画内にあります重点プロジェクトにおける地球温暖化対策の視点での取り組みを展開していくことも必要ではないかと考えております。そして2つ目は理由の1つにも挙げておりました指標や目標の見直しを図る必要があるということ、上位計画や関連計画との整合性を図るということともう1つが環境基本計画に挙げております基本目標や指標の中身、或いは行き先をより理解しやすくするように、SDGs 持続可能な開発目標、これを計画の中に配置して活用していったらどうかと考えております。そして3つ目が、後継者の確保でございます。環境に関する情報ネットワーク等を構成させていきまして市民や市民団体、事業者との協体制を整備していきたいですし、或いは、従来のホームページや広報、ニュースレターなどの媒体の他に、最近ではSNSですね、これを利用して積極的な情報発信をして、幅広い年齢層から後継者を確保していきたいというふうなことも課題として考えております。最後の5ページですが課題にもありましたその他の環境問題としてマイクロプラスチックとか食品ロス、特定外来生物、植物やアライグマ等の特定生物についても、何らかのアクションが必要なのではないかと考えております。そしてこれら4つの事項を、見直しの骨子素案といたしまして、お手元に配らせていただきました資料3に表として、整理させていただいております。表につきましては、4つの基本目標、14の施策、12プロジェクトに配置しております。そして、右側の欄にはそれぞれの重点プロジェクトに関連している課題などを、配列することによって関連性を示しています。中間見直しの骨子素案としてこのような形で持っていけたらどうかと考えております。なお、上の方にプロジェクト共通の課題といたしまして、先ほど申し上げましたように、地球温暖化対策の視点での取り組みを、既存のプロジェクトの中でも取り組んでいけるようにできたら、或いはSDGsを活用した目標や指標の明確化、理解しやすさをということも考えていきたいと思っております。そして最後、資料2の方に戻ります。今後のスケジュールでございます。この環境基本計画の中間見直しにつきましては野洲市議会条例の規定によりまして、野洲市議会の議決が必要となります。令和3年11月の議会に上程して諮りたいと考えております。これまでのスケジュールをさかのぼって確認しますと、本日は第2次環境基本計画中間見直しの諮問をさせていただいて骨子素案を今提案させていただいたところです。2回目は7月上旬辺りに中間素案を作成したものを審議していただきたいと考えております。3回目は8月の中旬あたりかなということで中間見直し案を決定していただき、答申をいただくように考えております。さらにパブリックコメントの後に議会上程と考えております。

(岸本会長)

それではただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆さんの方から質問等お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。今回は先ほど最後にスケジュールを示されましたように、11月に議会上程をされるという計画だという事で、8月ぐらいを目処に、この審議会として答申案を決定したいということで、かなりタイトなスケジュールでございますけども、本日はいきなり何かを決めよという事ではなくて、まずこれまでの取り組みの状況を総括していただきましたし、それを踏まえ

た上で、先程資料の2の2ページ目以降、それから資料3にございますように、中間見直しにあたっての骨子っていう形では、ポイントですね。ポイントを事務局として取りまとめいただいておりますのでこちらの部分についてですね、皆様のご意見を伺った上でですね、それを踏まえた上で、修正した形で、次回以降に中間見直し素案を提示するような形にもっていければなということかと思いますが、いかがでしょうか。どの部分からでも結構です。どうぞ、飯田委員。

(飯田委員)

飯田です。みなさんいろいろ、環境課もえこっちのプロジェクトの方もとても頑張っておられるんですが私も多少えこっちに関わっています。農業委員もしています。でもね、野洲市のこの諮問の趣旨にも書いてありますようにね、目標の温暖化の重要性であるとか、あらゆる主体の連携体制を構築して対応していくことが重要って書いてあるんですけど市はそれぞれに頑張っておられると思うんですけどもね。運動を進める側、市民の側としてはね、市のそういう温暖化問題でどう取り組んでいくのか、方向性は国や県の方向があると思うんですけど。それがちょっと、私にはよく見えない。市民の多くの人達にも、どういう方向でそれを進めていくのかっていうのが見えない。そのそれぞれの基本計画でえこっちのプロジェクトに参加している人たちも市民団体として、やることを一生懸命やっているけれども、もっとこの市の方が見えればそういうことと連携しながらやっていけるんじゃないかと思っている方もたくさんいると思うんです。そういう意味で市のまづがっちりとしたね、もうあれもこれもはなかなかできないにしても、大事な問題について、方向はあるけどそれをどのようにやっていくかっていうことを見せていただくとか決めていただくことで、市民ももっと分かりやすいと思うんですね。それでやっぱり後継者問題がとても重要なのでね、後継者作るのは大変やけどそんなにお金かからないと思うんですね。例えば私栗東の自然観察の森の1期生なんですけれどもね。毎年人材を育成しておられます。その人たちが、全員ではなくてもね、地域に広がってね、いろんな環境問題に関わる運動を継続しておられるんです。そういう、学校みたいなものを継続的に育成していかないと、参加者は何人増えたって言うてもですね、その忙しさもあり、関心があってもなかなか育たない。責任感を持って何かしなければというところまで至らないという状況はやっぱり変わらないと思うんです。そういう人材を作る講座なりを作っていくか、なかなか後継者っていうのは、市民の皆さんの忙しさもありますし育たないと思うので、そういうことをもう少し市の方がリードしていただいて、はっきり市民に分かるように、示していただければいいかなと思うんです。よろしくをお願いします。

(岸本会長)

ありがとうございます。もしコメントがあれば事務局よろしくをお願いします。

(駒本環境課長補佐)

すいません。ありがとうございます。飯田委員さんの方からは、地球温暖化対策の方向性であるとか、後継者の育成について市がきちっとリードして方針がわかるようにという趣旨だったと思いますが、今回中間見直しに挙げている事項はまさにこの地球温暖化対策についてのことと環境基本計画推進会議の人材、特にキーとなる人材の確保についてが問題ではないかということと挙げさせていただいたところではあります。これにつきましてはまだちょっと骨子素案ということで挙げさせていただいたところでございますけれども骨子素案を肉付けしていく形で見直し素案を作っていくと考えております。そのプロセスの中で、例えば地球温暖化対策の具体的な方向であると後継者の育成とか、そういったものについての道しるべ等にできれば良いかなと考えております。特に今ここでズバッと明快な回答というのはできないのですが、また皆様のご意見やご協力をいただきましてそういうことを整理させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(岸本会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょう。どうぞ。

(木津委員)

私、自治会長しておりますが、ちょっと次元が違う内容になるかも分かりませんが、今回県下一斉が始まります。連絡ありましたけども、去年もコロナの関係で自治会にお任せということと、けがをした場合の保険ですね、それも自治会の方で対応してほしい連絡がありました。たまたま私の自治

会では、自治会長になって5年目ですけれども、そういう自治会活動保険というものを掛けて、やっていますけれども、もうちょっと市の方でしていただけないかなと。実際かけようと思うと、うちはまだ世帯数が150なのでしれてますけど、多くの世帯の自治会では結構な負担になりますし、それともう1つ私の住んでいるところは、県営と市営と一戸建て、一番困るのはごみの不法投棄です、ごみカレンダーでも徹底しているんですが、実際は県営の方のマナーが悪くて本人が出したかどうかごみの収集所にプラスチックの容器に中身が入った瓶、それを2杯分、一回は市にお願いして環境課に回収していただきましたが、また出されたりしています。その徹底が。住民にいくらカレンダーを渡しても、特に最近増えてきているのはやっぱり外国の方が、入居されていて、こちらが説明していても、意味がちよっと分からないことで、実際その方が回収日に出さなくて、そういうねマナーが徹底されていない。ほとんど大半の方はきちっとされていますが、一部の方のマナーの問題がある。つい最近でしたけど、市営住宅に個人のいらぬ物を買いますと業者が回ってきて、私が集積所へ行ったらプラスチックの容器に瓶や缶やいろんなものがいっぱい置いてあった。これは誰が出したのかと思ったら、結局それは業者が住民から引き受けて、大きいごみ袋いっぱい入っているものをどこに持って行くのか見ていたらそれも集積所で見かけましたので、警察に不法投棄の電話をするよと業者に言ったらびっくりして自分で処分しますと、帰りましたけれど、いろんな業者がありますし、特に県下一斉清掃の保険なんかは、市の行事として検討していただけたらなと思います。

(中原環境課長)

一斉清掃については市の保険の方に連絡を取って対応させていただいてるんですけども、ただ、その補償内容が十分なものではなく、金額も非常に低いものになっているという状況になっています。お守り程度の金額しか出ないというところでもありまして、自治会さんの方でいろんなところをカバーしていただくような事で保険に入っていただく形が良いかなということでお願いをしております。2点目の集積所の不適正排出の関係ですけれども、それを出されたものをそのまま集めてしまいますと、その出された方法が正しいと誤解されてしまうケースがありますので、そういった場合は、収集できませんというシールを、あらかじめ収集の委託業者に渡しましてそのシールを貼っていただいております。ただ、それを貼って出された方が速やかに引き上げてくださればいいのですが、ところが、それを引き上げられないことが当然ありますので、そういった場合は、期間を定めて改めてこちらの方で引き上げさせていただきます。ちょっと周知の期間でちょっと集積所がちよっと見苦しくなったりするかもしれませんが、そういう、形で、不適正処理については周知のシール貼って、一定期間置きましたら回収させていただきますので、そういう形で対応しておるといことをちよっと、ご理解いただきますようお願いいたします。外国人の対策についてなんですけれども、ごみ袋にも外国語の言語を、去年に2言語増やしたほかにですね、それから、ごみカレンダーもそれに合わせて、2言語をふやしております。そういったところが外国の方が出されてることによってという可能性があるところについては話しさしていただいて、そのカレンダー、その住んでいらっしゃる方の国の言語のごみカレンダーを渡しするというので、野洲の出し方はどういう形だっというのが分かってもらうように、進める対応とかもっておりますので、またご相談いただけたらと思います。

(林委員)

環境基本計画えこっち・やすのところで今活動しております林でございます。飯田委員からの発言にプラスさしていただくような内容でちよっと話を出させていただきます。今、大気汚染とかそちらの問題の部分はじめとしまして、この環境基本計画の中にはそのことが触れられてないとか、また私たまたま野洲市の総合計画ででき上がったばかりですけど、ここにもちよっと参画させていただいていましたが、ここのところにもそのことが、あまり触れられておりませんので、ここの整合性っていうところにちよっと疑問を感じる部分があります。それから、この環境を良くしていくということになりますと、今私達のところで、推進会議の中で、計画を持っています課題と、この環境基本計画との、あるものないものですね、簡単に言えばね地球温暖化の問題については飯田委員からもおっしゃったように、市がどうしていくかっていうことがはっきりしない中で、私た

ちがああしようこうしようということでもないのです、そこはもう手を付けていないという状況です。そういうところをでもいろいろと整合性をとっていかなければならない課題もたくさんあり、まず、また肉付けをしていきまして、見直しを作ることがここではできると思うんですけども、現在えこっち・やすの中で、その見直された中身について、ついていけるかどうかという大きな疑問も持っています。また、見直しの中でマネジメントシステムで点検チェックが入っていきまして、現在Aランクとなっているものが、BとかCとかということになりまして、私たちのモチベーションがどうなっていくかというのも心配です。11月議会で、承認になるか、差し戻されるか分かりませんが、令和4年からこれで進んでいくというそのところで、ボランティアでやっている市民団体の数も少ないし、それから内容についても勉強していかなければいけない課題もたくさんあります。今やっていることを、地道にやっていることも並行して、やめるわけにはいかないという状況があります。ちょっと愚痴になってしまうようなことでちょっと恥ずかしいんですけどもね。やっぱり現実と、目指すものっていうのは、その乖離のところをどう詰めていくのかなというふうなことに、私のところでは悩むというか、どう提案していったいいのかというところで大きな課題だなと思っています。またこれ持ち帰りましてこういう話があったので、もっと仲間になってくれる人を、私たち自身でも増やしていかなければならないと、そして自分たちも勉強していかなければならないということ、持ち帰りたいと思っています。以上です。

(岸本会長)

はい。ありがとうございます。大変重い話で、ただ先ほど飯田委員や木津委員からもいろいろご意見いただいておりますが、何となく方向性は結構似ていると思います。結局今まで野洲市さんのこの環境基本計画の考え方というのはどちらかというと市民が主体で野洲市はちょっと一歩下がってそれをサポートしようというスタイルで、使われてるような印象を私は持つてるんですね。ところが実際そうすると、結局市としてどういう方向にしたいとかどうしたいんだというところが、やっぱり伝わってこない。ていうのを言っておられることはどうも一緒だと思うんですよ。保険の話とかお金の話もありましたが、それも結局同じことで市がそれを主体的にやるのであれば、それに対してある程度は市民が活動するときに、保障しておかないと問題が起こるんじゃないかということだろうと思うし、実際にそれぞれで活動されているところで、飯田委員や林委員の方から言われたのはやっぱり、市民団体としては、自発的な動機を持って始めてるんだけど、野洲市の計画の中に位置付けられてくると、今度は逆に進捗管理というものが入ってきてしまい、それを何かしなくちゃいけないという義務感にとらわれてしまう形になって、それまで自発的な行動だったものがちょっと様子が変わっちゃうということになって、やりにくいみたいなことが出てくるんだろうな。ということで、計画全体をどう進めていくかどう方向付けていくかというところに、ある程度何か指針みたいな方がいいのかなという印象を私は先ほど皆さまのご意見を伺いながら、そのようなどころと感じました。非常に難しいですね。これまでの環境基本設計の考え方を少しというかだいたいぶ様子が変わってしまうことになり、それは中間見直しでやっていくことなのか、その場合はさすがに大きいので第3次計画のところ盛り込む形、フェーズをチェンジするような形がいいのかとか、その辺りをなんとも私は今の段階では言えませんけれども、ただそういったところが聞いていると特に現場で実際に、活動されてる方のご意見聞いているとあるのかなと、そういったところを踏まえてですね今回中間見直しでどこまでそこを盛り込むのかを考えないといけません、加味した上で、中間見直しの案を作っていかなきゃいけないかなというふうに感じさせていただきました。その他皆様の方からいかがでしょうか。

(島田委員)

島田です。座ったままでお話しさせていただきます。先ほどからいろいろ意見を聞いてまして、今回資料3で示されております見直しの骨子の方向性に関しましては、私も、異存はないのですが、例えば、重点プロジェクトの課題として地球温暖化対策について、先ほどから市の方針をどう示した方がいいかというふうな、話もありますが、この施策の方針のところでは地域温暖化の対策というふうの一つの項目があるんですけども実は地球温暖化対策というのは、何か1つの分野ではなくてですね、ここに示されてるような、廃棄物の循環型社会だったり、緑化の、里山の

保全っていうものにすべて繋がっていくものなんです。先ほど活動されてる方のモチベーション動機付けっていう話もありましたし、後継者が少ないって話もあるんですけども、これも先ほどの各プロジェクトの活動の内容を聞いておきますと、すべてその分野の活動の中で環境学習をして、皆さんに理解してもらおうようにって努力をされてるんですけども、例えば地球温暖化の対策頑張ろうっていうのは、地球って名前があるのですごく大きな話になって、自分たちの生活になかなか繋がってこないっていうこともあるんですけど、実は地球温暖化対策で市の方で指標見直すとおっしゃってるんですけども、これはぜひ直していただきたいのは、交通部門だけ特化したような指標になってるんですが、地球温暖化対策というのは民生部門っていうか、我々の一人一人の生活の仕方様式を変えていかないと駄目っていうのがあって、それはやっぱり啓発、市民の人に理解してもらわないといけないっていうことに繋がって、そこはが環境学習にも繋がっていくんです。ごみの問題ですごく頑張っておられる方、3R とかリサイクルって頑張っておられる方もいっぱいプロジェクトとか運動があるんですが、そのリサイクルも地球温暖化対策に繋がっていきまして、それを言い出したら複雑やっていうことになるかもしれないんですが、やはり個々に自分はリサイクルの運動を頑張っているんだと思ってる方が、実は自分たちの活動は、循環型社会リサイクルだけじゃなくて地球温暖化でSDGsも活用するとおっしゃってんですけど、SDGsのいいところは、そういう温暖化とかごみとかいういろんな個々の問題が、持続可能な開発をしていくためにはどう繋がってるかっていうのをなんかもうスマートな形の言葉で表してくれてるので、そういうものにも繋がってますよっていうようなことを皆さんに分かってもらえたら、実は自分たちの活動は一つの目標で一応指標がありますけれども、自分たちの活動と、事業なんかはどう繋がってるかっていうのが、分かってもらえたら、更に自分たちの活動の価値というものが高まって、モチベーションが上がるんじゃないかっていうことが考えられますので、そういう意味でもこの基本計画っていうのは、皆さんが見て、自分たちの活動がどういうところに位置付けがあって、どういう価値があるかっていうのが分かるようなものでやったらいいと思いますので、そういう観点でここに書いておられる関連する課題のところもその通り書いてあるんですが、そういうのが分かるような形で、つなげた形で、指せるようなことから始めたらどうかと思います。ものすごい大きな政策のいろんなことは上位の野洲市の総合計画とかも変えていかないといけないと思うんですが、この、ちょうどここで今示されている中間見直しでも、今本当にごみもそうですけど、ごみの問題と実はそのマイクロプラスチックのところに書いてるんですが、実は今、環境美化のきれいなまちを作ろうって言ってごみ清掃とか、湖岸の清掃とかされてる方は、今まちを綺麗にしようと思ってやっておられるんですが、そこにごみの中にプラスチックがいっぱいあって、それを湖に出て行かないようにする活動が、実はその一方で別の問題だと思っておられるかもしれないんですけども、マイクロプラスチックっていうのは、そういうごみをマナーが悪くどんどん出してしまったものがそれだけじゃないんですけど、ほとんど海もそうなんです、人間がプラスチックというなかなか分解しないものを水中に出したものがだんだん細くなって、たまりに溜まって魚なんか出てきたっていうので、顕在化してきた問題なんです、環境美化の推進活動が実はマイクロプラスチック問題に関わっているんだっていうような、前からあるんですが新しく注目されてるような内容の改善解決にも繋がっていくっていうようなことが分かれば、少しは動機付けがさらに推進するんじゃないかと思えますので、そういう意味でも今回の見直しは、ちょうど社会的な新しくも起こった問題も含めて、温暖化対策もいろんな段階であると思うんですが、国家のプロジェクトみたいなものもあるんですけども、我々一人一人の生活に繋がるような、方針っていうか活動の話も繋がってきますので、そのあたりをつなげて、中間見直しに盛り込んでいったらいいんじゃないかと思えます。特に後継者の確保とか、啓発の話はやはり環境学習に繋がっていきますので、この最後のところに環境学習っていうのがあるんですが実は他のプロジェクトにも全部環境学習がついていきますので、それぞれ別々に、縦割りで環境学習をするんじゃないかって、全体的なプロジェクトの後継者を確保していくっていう意味でも若い人の意識で、参画していただけるような形になるような、環境学習の推進の方針を決めてもらうって、環境学習をやっておられるプロジェクトの活動の方にもそういうご理解をもらうっていうようなことが説明できるような資料としても、この環境基本計画の冊子を見せて分かっ

てもらえるような役割も担ってるんじゃないかなと思いますので、この資料 3 で示されてるような、見直しの方針でいいので、ぜひ後継者の確保啓発っていうのは1つの部分ではなくて、すべてのプロジェクトに繋がっていくっていうような視点で見直して、それを市民の方に今回見直したのもう1回この計画を見てくださいということで、計画をお見せしながら、賛同されて活動に参加する方々を増やすというように活用するっていう、そういう位置付けになるような形で、議論ができればいいんじゃないかなと思います。です、ぜひ特に温暖化とか、SDGs ってすごく今の若い人はすごく反応が良く、食いついてくるんですけど、それは遠いかっこいい国連の話とかじゃなくて、市民一人一人の生活に繋がってるんだっていうのが、まだあまり理解されてないような気がしますので。本当に身近なところのごみ拾いとか、本当に自分の持っているプラスチックのものを分別してポイ捨てしないっていうことが、実はきらびやかな SDGs とか地球温暖化っていう言葉に繋がってるんだっていうのが分かってもらうことが最初の一步だと思しますので、そういうのが、国とか県とかの中のにさらに市というそれぞれ一人一人の生活に繋がってくる自治体の役割だと思いますので、それちょっとまとまりのないこと言ってますけど、そういう意味でこの見直しは大変重要なことだと思いますので、この資料 3 に示された方針でまとまって、11月までにできたらいいなと思っています。すいません、意見とかあまりまとまってないんですけど、私の考えを述べさせていただきます。

(岸本会長)

ありがとうございます。島田委員のご意見はまさしく本質をついておられて、地球温暖化とか SDGs の話っていうのは、我々の生活に深く関わっているのだからこれ一つやったら地球温暖化問題は解決というものではないんですね。ということで、結局市民の皆さんへの啓発というのもそうですし、この環境基本計画の中で、環境計画推進会議としていろいろと携わっておられる団体の方も、もともとは例えばここをきれいにしようということで始まった、これが地球温暖化対策や SDGs とどうかかわっているのかという事を、ちょっと振り返っていただくそうですね、より多面的な気づきができたり、評価されるのではないかなと、活動されてる方にとっても気づきが出てくるのではないかなと、そういったことの形でですね、この中間見直しが進められると一番ベストだと思います。その他皆様いかがですか。どうぞ。

(森野県 CO2 ネットゼロ推進課長)

県の CO2 ネットゼロ推進課でございます。皆さまに議論されてきたような意見の中で、今、大分の島田先生の方から、ポイントついたご意見いただきましたので、私の方からは市の指針を示していただきたいという話もありましたので、今ちょうどいいタイミングで、市の環境基本計画を中間見直しという形でしていただいてその中に、地球温暖化対策を充実しようという考えをいただいていることにつきましては、県としましても非常にありがたいというふうに考えております。と言いますのは先ほどからお話がありましたように、今まさに世界がそれから国が脱炭素化っていうことに、本格的にその取り組みを進めていこうとしているタイミングでして、県の方は環境基本計画のほかに、低炭素社会づくりの推進計画と、それからエネルギー関係はしがエネルギービジョンというものを策定をして、これまで皆さんと一緒に進めさせていただいているところなんですけど、やはりこういう今の状況を鑑みまして、今年度推進計画とビジョンを一本化して見直しをして、県の指針としてお示しをさせていただこうと考えております。皆さん先ほど島田先生もおっしゃったように、今まで皆さんの活動と関係ないものというふうに捉えていただくのではなくて、例えば今こんなに早く梅雨がやってきて、昨日の夜からあちこちで大量に雨が降って、土砂災害が起こるのではないかなと言われてたり、避難命令が次々に出されたりして、温暖化の影響がどうかっていうところもちろんありますけれども、私たちの生活の中にこの地球が温室効果ガスのせいで温まっていることに対する影響が出てきてって、それを皆さんがやっていただいているような日頃の地道な活動で、ちょっとずつちょっとずつ改善をしていただいている。ていうのが今の現状なのかなと。ただ、そういう地道な活動をさらに上回るような CO2 の排出が進んでいて、地球が温かくなってきているということがあるので、皆さんの活動ももっとこう、活発にさせていただいて、そのより、CO2 の排出っていうのを減らしていただけるような形でやっていただきましょうよということで、そういうことが分

かりやすく県でもお伝えできるよう、それから今野洲市さんに考えていただいているように、野洲市の考え方として、市が一方的に考えるのではなくて多分日頃からこうやって活動されてる皆さんと、意見を交換しながら一緒に作っていききたいという考えで、多分こういう場を設けていらっしやったり、或いは、えこっち・やすさんのような、実際に活動していただいている団体さんが市にきちっといらっしやるっていうのは、県ではなかなか県域でってそういう難しいので、大変羨ましいなと思っておりますので、県の推進計画を今年直しますよ、新たに策定しますよって話しましたがけれども野洲市さんが今やっておられるように、こちらの審議会という立て付けにはなっているんですけども、いろんな県民の方市民の方のご意見もまたちょうだいしながら、県の方でも、そういう計画づくりを進めていきたいと考えておりますので、またそういう場に、皆さんもぜひご参画いただいて、今していただいたような話は他の地域でも多分一緒だと思いますから、他の地域の人達とも一緒に知恵を出し合いながら、県域では或いは野洲市さんではどういうふうに進めていくのがいいかということ、また教えていただければというふうに思っておりますので、今後もこういう場にも来させていただいて、県の計画の見直しの状況もまたきちっとお伝えをさせていただいて共有化して、この本日の審議会で皆さんから出していただいたご意見ですね、県の方にも持ち帰らせていただいて、また参考にさせていただきたいと思っておりますので今後ともよろしく願いいたします。

(岸本会長)

ありがとうございます。ちょっと時間管理が悪くて申し訳ございません。あとこれだけは言っておきたいという方があればお願いします。

(佐藤委員)

ちょっと細かい話から言いますと、地球温暖化への対策の指標のことで言うと、書いていただいているように市内からの温室効果ガス排出量の状況の把握、これ必須だと思いますのでぜひ指標に入れるべきだと思いますし、先ほど島田委員からもありましたけれど、ちょっと交通寄りの話になるので、例えば再生エネルギーの家庭での導入率であるとか、或いは松沢さんの方で漁民の森づくりとかやっておられますけど、あれって土砂流出防止とかだけではなくて、はげ山に木を植えるっていうのは森林形成にも影響してきますから、そういう観点でもこの指標に入れてもいいのかなというふうに思いました。それが1点です。あともう1個だけ、先ほどから後継者の育成などの話で、講座とか学習とか啓発とかですね、そういった話もあって、それらはすごく大事だと僕自身も思うんですけど、私もいろんな現場で、若い人たちと一緒に活動してる中でそう感じるのは、その環境のために何かしようっていう言葉って若い人たちにはすごく届かないんですよ。それよりも、なんかこういう面白いことを一緒にやろうと、その結果実はそれが環境にも良くなるんだよっていうような伝え方をしないと伝わらないし若い人が来ないというのを私自身すごく感じてます。例えばピワマスの保全活動でも、やっぱり外部の人、結構作業を一緒にするとものすごく反応が良くて、いろんな人来てくれるんですけど、あれやっぱり面白いんですよ。ショベルを持って産卵床も造成して、終わったらしじみの味噌汁とピワマスご飯が食べられるなんてのは、あれはみんな面白くて来ているんです。やっぱりそういうふうにちょっと発想変えていかないと、何か啓発して皆さん知らないから教えてあげますという、それも大事なんですけど、それだけではないということで、情報の発信の方法としては考えていかないといけないなというふうに思いました。すいません、以上です。

(岸本会長)

ありがとうございました。非常に重要な視点だと思います。その他よろしいでしょうか。

(松沢委員)

はいすいません。時間押してますが、一言だけお願いすることがあります。日常考えておりますが、今琵琶湖が本当に大変なんです。そんな中でマイクロプラスチック等の課題もございまして。細かくなったプラスチックをよく見てみると、一番多いのが農業用の肥料袋です。あれが必ず細かくなっていく。まだパンとかいろんな物が包まれてるビニール類、あれは何故か物質が違うのだと思いますけども、深いところへ行った、沈んでしまっただけで60メートルぐらいのところまで20年30年経っても、袋のままなんです。ところが、農業用の袋はどういう訳かみんな細かくなっていく。またそれ

が琵琶湖のなぎさの周辺にいっぱいあるんですよ。これみんなは故意に捨てる人はいないと思うし、我々は農業者のみなさんにも捨てたらあかんやろと言うけれど、いや風が吹いて散っていったとかっていう認識です。今、田植えが始まっています。そしていろんな薬を撒いておられますが、容器ごと撒いたら良いというのがあるんですよ。容器もだんだん溶けてくと。それか流れていくと。膨大な数だと思います。そういうこともちょっと勉強しながら、取り入れていけたらなと思っております。よろしくをお願いします。

(岸本会長)

ありがとうございます。マイクロプラスチックの問題もで、この見直の中に入れていくべき、課題としても資料3でいただきますので、ぜひそのあたりも含めて、見直しの中に盛り込んでいきたいなと思います。よろしいでしょうか。

6. 報告事項

(岸本会長)

それではですね、ちょっと時間が押していますので、次の報告事項の進めさせていただきたいと思いますが、報告事項2件ございますがまとめてご報告いただきまして、まとめてご質問等、いただきたいと思います。事務局の方から説明をよろしくお願いたします。

(山本専門員)

はい。資料4の第2次野洲市環境基本計画の令和3年度の事業計画になりますが、こちらは令和2年度が、コロナ禍でなかなか活動がうまくいっていないということもありますので、ほとんど変わっておりません。こちらの方は、先ほどの説明と重複した形になりますので、皆さんご覧いただきまして、またご質問等ありましたら、2回目の審議会の時にでもいただければと思います。以上報告といたします。

(南井野洲クリーンセンター所長)

引き続きまして野洲クリーンセンターの令和2年度の周辺河川の環境の調査について、資料5ですけれど、旧クリーンセンターの底質ダイオキシンの問題が起こって以降、継続モニタリングという事で毎年実施しておりますけれども、第三者委員会である大篠原地域環境保全対策委員会の方にはすでに報告をさせていただきまして、岸本会長様に入っていただきご審議いただき、一応終わっておりますが、1ページの結果の一覧、それから2ページ目のA3が各地点それぞれの合流河川の合流前に取っております。いずれの値も環境基準値以下でございます。また、自主的に設けております、自主監視濃度につきましてもそれを下回っております、令和2年度についても、いずれも問題ない値でございました。以上簡単ですけど、報告させていただきます。

(岸本会長)

ありがとうございます。ただいまの質問、ご説明に対しまして、委員の皆さまから何かご質問等ございますでしょうか。資料4の方は、先ほどの中間見直しのところでも、ご紹介いただいているなようです。資料5はクリーンセンターの周辺環境モニタリング調査とって各年度のこれまでににつきましては、環境基準超過等の問題は見受けられていないと言う報告でございました。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

7. その他

(岸本会長)

それでは7番目その他ということですが事務局の方なんかございますでしょうか。

(武内環境経済部長)

先生ありがとうございます。いろんな意見をちょうだいいたしました。その意見をちょうだいしな

がらですね、一応この骨子素案に基づきまして今後肉付けをする中で、第2回目の時に、こちらの案というものを下させていただきますので、そういう考え方をさせていただいてよろしいかという確認だけをお願いできないかなと思いますね。

(岸本会長)

はい。そうですね。資料の3の方に骨子案というのが出てますけれども、基本的には、皆さんのご意見を踏まえてますとですね全体の大きな枠組みの話はちょっとございますけれども、松沢委員のマイクロプラスチックの話であるとか、地球温暖化の話も島田委員等が言われていましたけれども、単独というのは、多分それぞれの項目に

入ってくるだろうと、そういったようなところがございまして、ただ項目自体としてですね、ここに挙がってるやつで基本的には、本日お話をされていたような内容は、大体網羅されてるかなというふうには私は認識をしておりますけども。委員の皆様はいかがででしょうか。ここにちょっとこの項目を何としてでも入れたほうが良いのではないかということがあれば、今ちょっと出していただくとありがたいです。よろしいでしょうか。実際にはこれの肉付けが一番難しいところだと思います。次回の素案が出ていた時に。だいぶそこで喧々諤々とした議論が始まるんだろうなと予想していますがポイントとしてはこちらで良さそうですね。そういう形でですね、肉付けの素案の部分も進めていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

8. 次回日程

(岸本会長)

では8番目次回日程ということでございますが、こちら事務局の方から説明をお願いします。

(駒本環境課長補佐)

すいません。事務局の駒本でございます。次回の日程でございますが、7月8日の木曜日の午後の14時ぐらいから始めて、2時間ぐらいの会議の日程ということで、考えておりますので、ご出席の方よろしくをお願いします。場所の方につきましては、改めて通知させていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

(岸本会長)

よろしくお願いたします。7月8日の午後ということでございますので、今からですね、皆さん予定の方に入れ込んでいただければと思います。はい。ということで、12時ちょうどになりましたが、ちょっと進行はあまり。ちょっと最後の時間も押してしまいました。多分報告事項をだいぶ端折る形になってしまいましたことをお詫びいたします。はいということで、一応本日ですね、予定しました議事がすべて終わります。以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。進行を事務局にお返ししたいと思います。

9. 閉会

(中原環境課長)

岸本会長ありがとうございます。また委員の皆様におかれましても、様々なご意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、次回の審議会の方で生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは閉会にあたりまして、市長の栢木の方からご挨拶を申し上げます。

(栢木市長)

閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。本日第2回野洲市環境基本計画の中間見直しを諮問させていただきましたところ、長時間にわたり、慎重にご審議をいただき誠にありがとうございました。審議の中で、今までの4年間の成果と課題を整理した上で、見直しの方向性を整理し、中間

見直しの骨子素案を、提示させていただきました。委員の皆様から多くの貴重なご意見もちょうだいしましたので、次回の審議会では、骨子素案に肉付けをした見直し素案を提示させていただく予定でございます。ちょうだいいたしましたご意見等を十分反映させていきたいと思っております。また説明の中にありました通り、環境基本計画の見直しを行う場合には、野洲市議会基本条例の規定により、野洲市議会の議決を必要としており、今年11月議会の上程を目指しているところで、ございます。迅速な改定作業を行っていきたいと思いますので、委員の皆様のご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げます、第1回の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

以 下 余 白